

北九州市次期子どもプランについて（概要）

現行子どもプラン（R2～R6）

(1) 「北九州市次世代育成行動計画」 ‹‹任意計画››

（次世代育成支援対策推進法第8条）

地域における子育て支援、母性及び乳幼児の健康増進、心身の健やかな成長に資する教育環境の整備などを記載
その他に

- ・ 保育計画 ・ 母子父子寡婦自立促進計画
- ・ 母子保健計画 ・ 社会的養育推進計画
- ・ 子ども・若者計画
- ・ 子どもの貧困対策についての計画

(2) 「北九州市子ども・子育て支援事業計画」

‹‹法定計画››

（子ども・子育て支援法第62条）

5年毎に教育・保育の利用定員の設定、子ども・子育て支援の取組における「量の見込み」と、充足するための「確保の方策」を記載

次期こどもプラン（R7～R11）

「市町村こども計画」（こども基本法第10条）‹‹任意計画››

(1) 「北九州市次世代育成行動計画」

(2) 「北九州市子ども・子育て支援事業計画」



(3) 「こども大綱」（令和5年12月策定）

（こども基本法第9条）

- | | |
|------------|------------|
| ◆ 新たに加わる分野 | ◆ 拡充される分野 |
| ・ 成育医療 | ・ 子どもの権利擁護 |
| ・ 自殺対策 | ・ 居場所 |
| ・ 性被害防止 | ・ 不登校 |
| ・ 就労支援 | ・ いじめ |
| ・ 若者育成 | ・ 障害児支援 |